

令和7年度(2025年度)

環境速報

第217号

令和8年(2026年)3月31日(火)発行

目次

◇令和8年4月1日施行の主な環境法令の概要について	1
「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正」、「水質基準に関する省令の一部改正」、「環境影響評価法施行令一部改正」、等	
◇省エネコラム ～ 管理標準の作成 ～	5
中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	
◇行政情報	
○長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の概要について	6
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識(第23回)	7
～ 騒音規制法について ～	
◇環境法令改正情報(令和7年11月28日～令和8年3月27日)	9
◇協会からのお知らせ/編集後記	18

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう! ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



※登録済
エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

令和8年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で、令和8年4月1日から施行される主な法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・長野県規則）の制定・改正のポイント、所管行政庁の報道発表資料やホームページに掲載されている情報等により紹介します。
（選定・文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月4日公布：法律第52号）

〔趣旨〕

2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めています。

脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、成長志向型カーボンプライシング構想を具体化するためのカーボンプライシングと、GXを推進する柱の一つとなるサーキュラーエコノミーの実現に向けた制度の基盤を整備します。

〔概要〕

(1) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正

1 排出量取引制度の法定化

2026年度（令和8年度）から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付け、業種ごとの特性等を考慮した政府指針に基づき、排出枠を無償で割り当てます。その上で、制度対象事業者に対して、排出枠の割当に係る年度の翌年度に排出量実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付けます。加えて、割り当てられた排出枠と排出実績の過不足分について、事業者間で取引できる市場を整備し、排出枠の上下限価格を設定することで、取引価格の安定化のために必要な措置を講じます。

2 化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化

2028年度（令和10年度）から適用開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備します。

3 GX分野への財政支援の整備

脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略分野国内生産促進税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収を補填することができるものとします。

(2) 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

1 再生資源の利用義務化

再生資源の利用義務を課す製品を指定し、生産量が一定規模以上の製造事業者等に対し、当該製品における再生資源の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け

る措置を講じます。

2 環境配慮設計の促進

資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計(解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計等)の認定制度を創設します。

3 GXに必要な原材料等の再資源化の促進

事業者による回収・再資源化が義務付けられている製品について、高い回収目標等を掲げて認定を受けた事業者に対し、廃棄物処理法の特例措置(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を講じます。

4 サーキュラーエコノミーコマースの促進

シェアリング等のサーキュラーエコノミーコマース事業者の類型を新たに位置付け、当該事業者に対し、資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定します。

[施行期日]一部を除き、令和8年4月1日から施行する。

《2025年2月25日経済産業省・環境省同時発表:「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました」から抜粋》

2 水質基準に関する省令の一部を改正する省令

(令和7年6月30日公布:環境省令第19号)

3 水道法施行規則の一部を改正する省令

(令和7年6月30日公布:同第20号)

[改正の経緯]

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAについては、令和2年から水道水における水質管理目標設定項目に位置付け、暫定目標値(PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L以下)を設定するとともに、公共用水域・地下水についても、要監視項目に指定し、PFOS及びPFOAの合計値で50ng/Lという指針値(暫定)を設定しました。令和6年6月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物(PFAS)に係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱い等について検討を進め、令和7年5月8日に、中央環境審議会において「水道における水質基準等の見直しについて(第1次答申)」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第7次答申)」が答申されたことから、この内容を踏まえたもの。

[改正の内容]

(1) 水道水におけるPFOS及びPFOAに関する改正等の内容

① 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)について、PFOS及びPFOAに係る基準を、新たに設定した。

【項目】ペルフルオロ(オクタンー1ースルホン酸)(別名PFOS)

及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)

【基準値】0.00005mg/L*以下であること。(※0.00005mg/L = 50ng/L)

②水道法施行規則について、PFOS 及び PFOA の検査の回数はおおむね3か月に1回以上を基本とするなど、所要の改正を行った。

③施行日:令和8年4月1日(水)

(2) 公共用水域・地下水における PFOS 及び PFOA に関する改正の内容

公共用水域・地下水における PFOS 及び PFOA に関する指針値として、PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L と設定し、関連する通知を発出した。

〔2025年6月30日環境省報道発表資料「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について〕

4 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

(令和7年7月2日公布:厚生労働省令第72号)

[改正の概要]

都道府県は、食品衛生法第54条により、公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。以下同じ。)であって、食品衛生法施行令第35条で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)を定めることとしている。今般、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」において議論された、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の実態を踏まえ、公衆衛生に与える影響が著しい営業に関する基準の見直しを行うため、規則について改正を行った。具体的には、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業については、これまで従業者が行っていた、施設内の状況の把握等を、機器の機能等により補完して行うこととなるため、従業者と同等の管理を行うために新たに基準を設ける必要がある。また、従業者が常駐しないことにより、必要としない若しくは衛生管理により対応が可能となる基準があることから、こうした実態を踏まえ、施設基準の見直しを行った。

[改正の内容]

(1) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の範囲 について

①「全自動調理機」を規定。

②「常駐せず」の想定を規定。

(2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の実態を踏まえ、追加した施設基準(別表第20第一号ロ)に係る運用上の留意点を示した。

[施行期日] 令和8年4月1日から施行する。

〔「健生発0829第3号 令和7年8月29日厚生労働省健康・生活衛生局長」から抜粋〕

5 環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(令和7年11月19日公布:政令第383号)

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令

(令和7年11月19日公布:政令第384号)

[背景・概要]

第 217 回国会において成立した環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号。以下「改正法」という。)では、事業の透明性の向上による地域の理解醸成や後続事業者による効果的な環境影響評価の実施に資するため、環境大臣が事業者の同意を得た上で、政令で定める期間、環境影響評価に係る書類等を公開できることとする等の措置を行った。

これを受けて、政令で定める期間を事業者の同意を得た日から起算して 30 年とする規定の新設等を内容とする環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令を制定することとした。

また、改正法のうち環境影響評価に係る書類等の公開の規定等については、改正法において「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされており、環境影響評価に係る書類等の公開の規定等の施行期日を令和8年4月1日とする環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令を制定する。

6 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

(令和8年1月21日 経済産業省・環境省令第1号)

[概要]

地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法の見直しについて、令和7年6月の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、廃棄物の焼却に伴う廃熱の供給を受けた者の他人から供給された熱の使用に伴う排出量の算定において、当該廃熱の使用による排出量は計上不要とされたことを受けた改正。

[施行期日] 令和8年4月1日から施行する。

7 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

(令和8年2月12日公布:府省令第1号)

[概要]

地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第1項に基づき事業者が事業所管大臣に報告する「温室効果ガス算定排出量」について、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」(以下「算定検討会」という。)において森林吸収等の扱いについて議論され、任意で調整後排出量の算定に用いることができるようにすべきとされたことを受けた改正。

[施行期日] 令和8年4月1日から施行する。

今回のテーマ『管理標準の作成』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

皆さまは「管理標準」について御存じでしょうか？比較的大きな工場ではこの管理標準を作成している所もあると思います。省エネ法では、「全ての事業者が、エネルギーの使用の合理化および化石エネルギーへの転換に努めなければならない」と定めています。具体的にどのような方法で省エネに取り組むのか記載されているものが「管理標準」となります。

エネルギーを原油換算で1,500kℓ以上使用している工場は「特定事業者」となり、中長期計画の作成や、定期報告、管理標準の作成などが義務化されています。特定事業者には原単位で年1%の削減が義務付けられています。特定事業者の省エネ取組状況をS・A・B・Cの4段階で評価する仕組で評価されます。資源エネルギー庁が定期報告書の内容をもとに毎年評価し、結果に応じて公表・指導・調査などの対応が行われます。

「管理標準」は具体的に設備毎に管理基準を決めて管理します。例えば、事務室の照明は750±200(lx)などと決めます。実際問題、エネルギーの使用に関して、基準を作成して管理する事は必要な事で、ごく当たり前の事だと言えます。しかし、特定事業者になっていても、管理標準の作成が進まない現状もあります。

特定事業者にとって、管理標準は作成が義務化されていますが、これは、「判断基準」という法律を基にして作成する必要があり、分かりにくい面があります。また、実際の作成に当たっては、自社の製造基準や作業手順書、点検チェックリストと関連付けを行う事が必要で、広範囲の知識や経験が必要となります。

管理標準の作成は事業者にとって大変な作業で、時間もかかりますし、適時メンテナンスを行わないと古くなり、使用できない事になります。それでは、どのように作成したら古くならず、使い続ける事が出来るでしょうか？

管理標準の作成は、設備毎、①管理又は基準、②計測及び記録、③保守及び点検、④新設にあたっての措置について、適用される項目を記載する必要があります。

管理標準は、判断基準を自社の様々な基準や手順書等と連携するものなので、同じような機種については、まとめて作成します。個別の機種については、管理標準に何を参照するのか明記しておきます。管理標準を作成する上で、現在の製造基準や作業手順書等の内容も再確認しましょう。社内の文書類に関して、一度作成すれば良いというものでなく、繰り返し使用して、活用できるものが重要です。

参考書として下記があります。

『新版 攻めの「管理標準」の作り方』(省エネルギーセンター 編) 定価:3,850 円(税込)

*中村環境コンサルタント事務所 E-mail:akiomail@ina.janis.or.jp

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(令和8年3月23日長野県条例第17号)の概要について

1 2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向し、次のとおり改正する。

- (1) 新築住宅が満たすべき省エネ性能をZEH基準に強化
- (2) 延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設
- (3) 延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設

2 この条例は、令和10年4月1日(一部の規定は、令和9年4月1日)から施行する。

知っておきたい環境法規制の基礎知識(第23回)

～騒音規制法について～

1. はじめに

令和6年の長野県内の公害苦情受付件数において、騒音は大気汚染に次いで2番目に多く、毎年高い水準で推移している。またその内容を見ると、騒音に関する苦情には工場の機械騒音や工事・建設作業などの事業活動に伴うものが多いという特徴がみられる。騒音を伴う事業活動を行う際には注意が必要である。事業活動についての騒音は騒音規制法により規制されているため、正しく理解をして法令順守に努めていただきたい。

騒音規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、騒音について規制する地域を指定(指定地域)しており、規制対象ごとに異なった規制基準等が定められている。規制対象は下記のとおり。

- ① 工場・事業場騒音
- ② 建設作業騒音
- ③ 自動車騒音

なお、具体的な指定地域や規制基準等については市町村ごとに定められているため、各市町村に確認をするか、公害関係基準のしおりで確認いただきたい。

この記事では上記の規制対象の中で特に工場・事業場騒音、建設作業騒音について解説をする。

2. 届出義務と行政措置

・届出義務

指定地域内において工場・事業場に特定施設を設置する場合や、特定建設作業を行う場合は届出義務が発生する。特定施設は設置する30日前まで、特定建設作業は作業を行う7日前までに市町村長や特別区長に届出を行わなければなりません。届出なかった場合、罰則をうける可能性があります。

・行政措置

市町村長や特別区長は、規制基準や要請限度を超える騒音により周辺的生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告を行うことができる。

3. 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準について

指定地域内で特定施設を設置している工場・事業場から発生する騒音を規制しており、著しい騒音を発生する施設が特定施設として定められている。特定施設の種類については細かく定められているため、設置する機械等が特定施設に該当するかどうかを確認して頂きたい。

特定工場等における規制基準値については、時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において定めることとされている。区域と時間ごとの規制基準値は表1のとおり。どの地域が表中の区分に指定されているかは市町村ごとに定められているため、各市町村に確認をする。

表1 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(単位はデシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 (午前6時から 午前8時まで) 夕 (午後6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から 翌日の午前6時 まで)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

4. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について

指定地域内で行われる特定建設作業に伴って発生する騒音を規制しており、著しい騒音を発生する建設作業が特定建設作業として定められている。特定建設作業の種類についても細かく定められているため、作業内容が特定建設作業に当たるかどうかを確認する必要がある。各特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表2のとおり。ただし、災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等は、適用除外となる場合がある。また、第1号地域、第2号地域については表3のとおり。

表2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制区域等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1日における作業時間		同一場所 における作 業時間	日曜日、休 日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
1 くい打機等を使用する作業	85 デシ ベル	午後 7 時~翌日 午前7時	午後 10 時 ~翌 日午前6 時	10時間 を超えな いこと	14 時間 を超えな いこと	連続して6 日を超えな いこと	禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機を使用する作業							
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを 設けて行う作業							
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを 使用する作業							

表3 特定建設作業騒音関係の地域について

区分	地域
第1号区域	ア 第1種区域及び第2種区域 イ 第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

環境法令改正情報

11月28日～令和8年3月27日

令和7年度

11月	改正法令	概要
28日	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二三)	南極地域の環境の保護に関する法律第3条(定義)第5号、第7条(南極地域活動計画の確認の基準)第1項第3号及び第11条(行為者証の交付等)第5項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
12月	改正法令	概要
12日	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(四一一)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(略称「GX推進法」)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)の一部を改正する法律附則1条第2号の施行期日は、令和8年1月5日とする。
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(四一二)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び「GX推進法」を実施するためこの政令を制定し、令和8年4月1日から施行する。
	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通・環境二)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(略称「海洋汚染防止法」)を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
17日	PFOI等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境三)	化審法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第416号)の施行に伴い、並びに化審法第20条(許可の基準)第2号及び第28条(基準適合義務)第2項の規定に基づき、PFOI等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正し、化審法施行令の一部を改正する政令附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(令和7年12月17日)から施行する。

17日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(四一六)	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略称「化審法」)第2条(定義等)第2項、第24条(製品の輸入の制限)第1項、第25条(使用の制限)、第28条(基準適合義務)第2項及び第52条(経過措置)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、同法施行令の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から6月を経過した日から施行する。経過措置あり。概要:1 第一種特定化学物質に関する規定:第一種特定化学物質として、ペルフルオロ(ヘキサン・一・スルホン酸)関連物質を追加する。(第1条第1項関係)2 審議会等への意見聴取に関する規定:厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、ペルフルオロ(ヘキサン・一・スルホン酸)関連物質の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第11条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。(第1条第2項関係)3 輸入を禁止する製品に関する規定:第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフルオロ(ヘキサン・一・スルホン酸)関連物質について、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定める。(第7条関係)4 第一種特定化学物質を使用することができる用途に関する規定:第一種特定化学物質を使用することができる用途から、ハ:ニフルオロテロマーアルコールに関する規定を削除する。(原始附則第3項関係)5 技術上の基準に従わなければならない製品に関する規定:技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、ペルフルオロ(ヘキサン・一・スルホン酸)関連物質について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。(原始附則第4項関係)</p>
26日	<p>国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・経済産業・環境三)</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令(同四)</p> <p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業八一)</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第56号)の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律(略称「地球温暖化対策推進法」)に基づき、国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第56号)の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律(略称「地球温暖化対策推進法」)に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(略称「省エネ法」)の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。</p>

26日	国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境六)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第56号)の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第327号)の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正し、令和8年1月1日から施行する。
	割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令(同七)	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第56号)の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第327号)の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令を定め、令和8年1月1日から施行する。

令和8年

1月	改正法令	概要
21日	* 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境一)	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第7条(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)第1条第1号イ(4)の規定に基づき、及び同令を施行するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
2月	改正法令	概要
12日	* 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一)	地球温暖化対策の推進に関する法律第26条(温室効果ガス算定排出量の報告)第1項、第27条(権利利益の保護に係る請求)第2項及び第32条(情報の提供等)第1項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告に関する命令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
18日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(一四)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(略称「種の保存法」)第4条(定義等)第4項、第6条(希少野生動植物種保存基本方針)第2項第4号、第20条(個体等の登録)第1項及び第56条(経過措置)の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正し、令和8年3月5日から施行する。内容:1国際希少野生動植物種の追加等 オカピ等を追加する。2その他 其他所要の規定の整備を行う。

20日	環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令(環境二)	環境影響評価法の一部を改正する法律(令和7年法律第73号)の一部の施行に伴い、環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和8年4月1日)から施行する。1 環境影響評価法施行規則の一部改正2 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正。
3月	改正法令	概要
4日	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(二〇)	旧公益信託法の規定から新公益信託法の規定への改正に関する内容。新公益信託法施行の日(令和8年4月1日)から施行する。
9日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境四)	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律(令和7年法律第48号)の施行に伴う改正。令和8年4月1日から施行する。
17日	デクロンプラスの取扱いに関する技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く。)を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業・環境一)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第416号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(略称「化審法」)第28条(基準適合義務)第2項の規定に基づき、デクロンプラスの取扱いに関する技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く。)を定める省令の一部を改正し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和8年6月17日)から施行する。
	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(環境六)	大気汚染防止法施行令別表第五(第11条関係)の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。規則第18条第1項第5号に関する改正。
	特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業一)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。

	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令(財務・農林水産・経済産業一)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
17日	使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令(厚生労働・経済産業・環境二)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令(経済産業六)	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業二)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
19日	資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令(同三)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第23条(勧告及び命令)第1項及び第24条(指定表示事業者の標準となるべき事項)の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	愛玩動物看護師法施行規則の一部を改正する省令(農林水産・環境一)	愛玩動物看護師法第28条(農林水産省令・環境省令への委任)、第39条(試験の細目等)及び附則第5条の規定に基づき、愛玩動物看護師法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(経済産業七)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。

	ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(同八)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	テレビ受像機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(同九)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、テレビ受像機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
19日	電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(同一〇)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	電気洗濯機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(同一一)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第21条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、電気洗濯機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第二号子の特殊の用途に使用する自動車等を定める省令(同一二)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)施行令第四条第二項第二号子の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第二号子の特殊の用途に使用する自動車等を定める省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
23日	長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(長野県条例第17号)	長野県地球温暖化対策条例の一部を改正し、一部を除き、令和10年4月1日から施行する。経過措置あり。概要:2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向し、次のとおり改正します。 (1) 新築住宅が満たすべき省エネ性能をZEH基準に強化 (2) 延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設 (3) 延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設(令和10年4月1日((3)は、令和9年4月1日)から施行)

24日	国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業・環境四)	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第20号)の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正し、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和8年4月1日)から施行する。
	事務用機の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(経済産業一三)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、事務用機の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	棚の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同一四)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、棚の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	回転いすの製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同一五)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、回転いすの製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
24日	収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同一六)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(略称「オゾン層保護法」)を実施するため、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、一部の規定を除き、令和8年7月1日から施行する。
	計量法施行規則等の一部を改正する省令(同一八)	計量法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第316号)の施行に伴い、並びに計量法及び計量法施行令の規定に基づき、及び同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。

24日	水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令の一部を改正する省令(経済産業・環境五)	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条(定義)第2項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
26日	ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二〇)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	テレビ受像機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二一)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、テレビ受像機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二二)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二三)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第18条(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
26日	複写機の製造等の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二四)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)第26条(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)第1項の規定に基づき、複写機の製造等の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
27日	公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則(公害等調整委二)	公害紛争処理法第47条(公害等調整委員会規則等への委任)の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。規則第43条(申請の取下げ)に関する改正。

27日	公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(六四)	公害健康被害の補償等に関する法律第26条(障害補償費の額)第1項、第40条(療養手当の支給)第1項、第41条(葬祭料の支給)第1項、第54条(単位排出量当たりの賦課金額)第2項及び第144条(政令の制定とその経過措置)の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)	石綿による健康被害の救済に関する法律第16条(療養手当の支給)第1項及び第19条(葬祭料の支給)第1項の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
	資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)	資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)及び同法施行令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
	水道法施行規則の一部を改正する省令(環境七)	水道法第21条(健康診断)第1項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略称「廃棄物処理法」)第12条(事業者の処理)第1項及び同法施行令第6条(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)第1項第1号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。

～ 協会からのお知らせ ～

○「令和8年(2026年)3月 公害関係基準のしおり(長野県環境部)」を4月初旬から販売します。
購入希望の方は、次頁に掲載した要領で、ファックス、メール等で協会事務局へお申し込みください。
送料は、購入者負担となります。

○令和8年度通常総会を5月26日(火)に開催します。

3月25日開催した令和7年度第4回理事会で、令和8年度通常総会を5月26日(火)長野市で開催することが決定されました。

会員の皆様への招集通知は、関係資料とともに5月中旬に発送いたします。

○専務理事が交代します。

3月25日開催した令和7年度第4回理事会で、4月1日から山内浩理事が専務理事となることが決まりました。古川専務理事は、3月31日付けて退任し、5月26日の令和8年度通常総会まで、非常勤理事として業務執行を補助いたします。

～ 編集後記 ～

会員の皆様には、2016年度通常総会で専務理事に就任以来10年余り、協会活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

政治社会経済など様々な分野で混迷を深める中、産業環境保全対策事業を推進し、県民生活環境の保全、産業の発展に寄与する目的の下、県内中小事業者の環境経営推進を目指し、環境計量事業、エコアクション21地域事務局事業、研修会事業を実施する本会は、今後ますます重要な役割を担っていくものと確信しています。

来る令和8年度も会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。協会活動へのご提案、ご意見をお待ちしています。

専務理事 古川雅文

「令和8年(2026年)版公害関係基準のしおり(長野県環境部)」の販売について

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。発売開始は4月初旬の予定です。

◎ 公害関係基準のしおり(令和8年(2026年)3月発行 長野県環境部)

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

○長野県に關係する環境基準(水質,大氣,騒音,土壌)

○排出基準(水質,大氣,騒音,振動,悪臭,土壌)

○参考資料(農業用水基準關係,水道法水質基準など)

(2)定価 **750円**

(3)送料実費 *申込者負担

(税込み)目安:1~3冊 105円 4~6冊210円(2口に分けて送付) 7~15冊840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。

代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。(振込手数料はご負担願います。)

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10

長野県中小企業会館5階 (一社)長野県産業環境保全協会

電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872

e-mail nasankan@alps.or.jp

「公害関係基準のしおり」担当

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>)

切 り 取 り 線

図 書 購 入 申 込 書 (公害関係基準のしおり)

令和8年(2026年) 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名 _____

所在地 〒 _____

担当部署・担当者氏名 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

記

	単 価	数量(冊)	金額(税含む)	送料(実費)
公害関係基準のしおり	750 円			

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票(楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。)

所在地 : 〒 _____

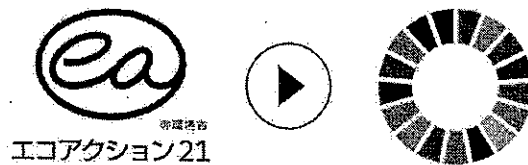
貴社名 : _____ 担当部課名 _____

担当者名 : _____ 様(電話番号 _____)

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies